

概要

審査請求人の負傷は通勤災害によるものであるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、原付バイクで出勤中、交差点で普通自動車と衝突し、負傷した。

請求人は、負傷は通勤によるものであるとして、療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人の負傷は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、就業場所に向かう途中に自動車と接触転倒し、閉鎖性外傷血気胸、右肋骨多発骨折、右鎖骨遠位端骨折などの傷病を負った。

請求人は、出産後体調を崩して補助が必要だった妻の看護等の理由から、〇病院に宿泊し、同院から就業場所に向かう途中、普段の通勤経路に戻った後に事故に遭っており、事故現場は通常利用している通勤経路そのものである。

また、事故の時刻も、通常の通勤時間とほぼ同時間帯である。

3 原処分庁の意見

請求人は、平成〇年〇月〇日、仕事が終わり帰宅後、前日に出産した妻が入院している産婦人科病院に荷物を持参し、付き添いのため寝泊りし、翌日そこから出勤したものである。

請求人が病院に寝泊りした理由については、「妻の体調がすぐれず、病院に宿泊する必要があったため。」と申し立てているものの、医師からの付き添いの指示はなく、請求人が被災前日に出産後の妻の付き添い看護のため病院に寝泊りすることは、必ずしも必要な行為とは認められない。

また、妻の入院期間は、平成〇年〇月〇日から〇日までの7日間で、請求人が泊り込んだ期間及びその泊り込み予定期間と考えられる妻の入院期間については長期間ではなく、請求人が長期間にわたり当該病院を居住し、そこから継続して通勤が行われていたものとは認められない。

以上のことから、本件は、通勤途上における災害に該当しないものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、妻が出産のために入院している病院から出勤途中、第二当事者の運転する普通自動車と出会い頭に衝突し、負傷したことが認められる。

(2) 通勤災害における住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところを指し、労働者が家族と共に居住して通常そこから出勤することとしている場所が該当する。

請求人の事情にかんがみると、妻は、出産という特別の事情により通常の住居を離れ、一定期間（7日間の予定）入院をしている。夫が妻の出産から退院まで病院で付き添い、看護等を行うことは、社会習慣上通常行われる行為であり、本件の判断に当たって、医師の付き添いの指示の有無を要件とするものではない。

また、請求人は、妻の出産日の翌日には病院に宿泊し看護等を行っており、被災しなかった場合、退院までの間宿泊を予定していたとしても不自然ではない。

したがって、本件についても家族が入院中の病院に、看護等のために宿泊する行為を一定期間行っていたと認められることにより、病院は、請求人が家族と共に居住して通常そこから出勤することとしている場所に該当する。

(3) 以上より、被災当日の当該病院は、通勤災害における「住居」と認めて差し支えないものと判断する。